

いわき市農業委員会第15回総会議事録

会長 草野庄一は、令和4年7月21日（木）午後1時00分、いわき市農業委員会総会をいわき市卸売市場管理棟の大会議室、小会議室1・2に招集した。

1 出席者（計35名）

(1) 農業委員（24名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（11名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地審査係 主査	鈴木 学
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

2 欠席者

なし

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第15回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。</p> <p>◇ 第15回総会議案書 ◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ◇ 現地調査位置図</p> <p>【総会資料1】農業者年金加入状況・受給状況（令和4年7月1日現在）</p> <p>以上、4点です。</p> <p>なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号11番の鈴木理委員、お願いいたします。</p> <p>皆様、ご起立のうえ、黙読ください。</p>
11番 鈴木(理) 委員	<p>【いわき市農業委員会憲章朗読】</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご着席願います。</p> <p>本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、会長が招集しております。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。</p>

草野会長

改めて、こんにちは。

いわき市農業委員会第15回総会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、田植えは大体終わったと思いますが、何かとお忙しい中のご参集、ご苦労様でございます。

会場が中央卸売市場ということで、第17期からの皆さんにとっては、こちらでの開催は初めてかなと思いますが、以前は、ほかに会場がないときには、よくこちらを利用させていただきました。

3階まで上がるのに、少々きつかったかなと思いますが、ご苦労様です。

暦を見てみますと、昨日が「土用の入り」ということで、今週の土曜日、23日が「土用の丑の日」ということで、ちょうど大暑とかぶるようですが、これから本格的な暑さが到来するのかなと思っております。

思い起こしますと、我々第17期農業委員会が発足したのが、1年前の7月5日でした。

辞令交付式の後、第1回総会が開催されまして、私が再任という形で、引き続き会長職を務めることになりました。

以後1年間、あっという間に過ぎてしまいましたが、新型コロナウイルス感染症は徐々に落ち着くだろうという観測をしていて、ちょうど11月から12月に一時的に感染者数が減った。

その後、1月・2月から多くなってきて、また下がったと思ったら、ここ1か月で変異株、BA.5というものが物凄く感染力が強いという話になった。

今朝の新聞だと、これは昨日の数字ですが、いわき市の感染者数は185人でした。

郡山市が少し低くて、福島市がいわき市より多かった。

今の酒井事務局長は、前に保健所にいましたが、その局長の話だと、今日もかなり増えていそうだと、昨日よりは少し増える可能性があるということで、本当に安心ができない。

常に危機感を持って、いつ感染してもおかしくないという気持ちで、日々過ごしていただければと思っております。

ところで、去年の第2回総会が7月20日にあって、午後から推進委員の委嘱状交付式が行われた。

併せて、第1回全員協議会が開かれております。

そのときに、内田新市長から講話をいただいたということが、私の手帳に書いてありました。

1年というのは本当に早く、あっという間に過ぎてしまいましたね。

草野会長

ここ2年ほどのコロナの教訓も色々ありましたので、コロナでの自粛も必要ではありますが、「やることはやらなくてはならない」ということで、必要な会議などはすべて実行できました。

これから、コロナの第7波がピークに達するのではないかと思います。コロナとの同居と言いますか、やはり両立しながら進めていかななくてはならないと思っておりますので、皆さんも感染には十分注意して、総会その他の会議は全員出席を目指して頑張っていきましょう。

おかげさまで今日は24人全員出席ですから、素晴らしいと思います。

それと7月2日、いわき市労働福祉会館で行われた、福島大学教授の生源寺先生の研修会に参加しました。

講義の後、グループディスカッションがあり、福島大学の3年生・4年生の学生たちとディスカッションをしました。

農業委員の皆さん、それから推進委員の皆さんも数名ご参加いただきまして、分科会やディスカッションの中で非常に有意義な発言をされていた。

「農業委員会というところは、こういった仕事もしているのか」という部分を見せることができたのではないかと考えております。

そういったことで、今日は議案が5本、報告案件が5本。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、3時からの第5回全員協議会、こちらは「消費税インボイス制度」についての研修ということで、木幡委員に講話をいただくことになっておりますので、それも併せて皆さんにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願ひいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思ひますので、皆様方のご協力をお願ひ申し上げます。

本日の通告欠席はございません。

現在、委員24名中、24名全員が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

議長
(草野会長)

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

ただいまより、いわき市農業委員会第15回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号7番、遠藤重和委員、

議席番号8番、佐川良平委員、

以上、2名にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。

事務局
(遠藤次長)

【議案書2ページから3ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

取下げ、追案等は、特にございません。

議長
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。

それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の4ページをお開き願います。
【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木(昌)
主査)

それでは、説明をさせていただきます。
地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧ください。

番号1番及び2番につきましては、売買による所有権の移転であります。

番号3番につきましては、新規就農として賃借権の設定案件となります。

なお、番号3番になりますが、いわき市防災集団移転跡地の活用として、市の都市整備課において、一般公募を募ったところ、譲受人から大都市部との交流を実現する里づくりとして、対象農地へオリーブ栽培を行いたいとの話が上がり、今回、農地法第3条の許可申請案件として申請があったところです。

従いまして、今月の3条許可の面積につきましては、田：12,219㎡、畑：7,751.95㎡、合計：19,970.95㎡となります。

議案書3ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

なお、許可要件の詳細につきましては、4ページをご覧ください。
事務局からの報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

9番
油座委員

議席番号9番、油座盛明です。
番号1番から3番までの事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

23番 木幡委員	23番、木幡です。 3番の案件ですが、借入人のA合同会社と株式会社Bの2社。 代表者Cが一緒だと思うのですが、契約当事者はこの2社ですか。 2社である場合、その2社の関係がどういったものなのか、ご説明いただくと助かります。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	ただいま、木幡委員からお話がありました、A合同会社についてです。 契約上は、A合同会社の代表社員、株式会社Bの職務執行者、Cということで、2社で契約になっております。 なお、A合同会社の下部組織に株式会社Bが、そういった感じの会社のようにです。 私も、そこまで詳細を確認しておらず、申し訳ございません。
23番 木幡委員	2社の間で特段、役割分担があるということではないのですね。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	特段、役割分担があるわけではありません。
議長 (草野会長)	よろしいですか。
23番 木幡委員	はい、ありがとうございます。
議長 (草野会長)	その他、ご意見・ご質問ございますか。
20番 坂本委員	20番、坂本です。 先ほどと同じく、3番の会社について、普段どのようなことを行っている会社でしょうか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	こちらのA合同会社におきましては、東京都中野区で料理店を営んでおりまして、そのほかに料理教室なども行っている会社だと伺っております。

20番
坂本委員

わかりました。

議長
(草野会長)

その他、ございますか。
ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査)

それでは、議案説明書5ページをお開き願います。
議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書、それから現地調査位置図及び許可申請に係る意見及び決定理由書を併せてご覧願います。

それでは、議案説明書6ページをお開きください。

なお、説明は申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

1番、平原高野、田、340㎡、分家住宅敷地、所有権の移転。

2番、平菅波の一部、田、179.7㎡、農家住宅、使用貸借権の設定。

3番、勿来町白米の一部、田、923㎡、太陽光発電設備、賃借権の設定。

4番、勿来町白米、田、921㎡、太陽光発電設備、賃借権の設定。

5番、常磐松久須根町、田、1,684㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

6番、好間町北好間、畑、1,417㎡、太陽光発電設備、賃借権の設定。

7番、田人町黒田の一部、田、1,630.24㎡、資材置き場敷地としての一時転用、賃借権の設定となります。

このうち、番号の3番、4番及び番号7番について、補足でご説

事務局 (福田主査)	<p>明いたします。</p> <p>番号3番及び4番において、同一の譲渡人ですが、その譲渡人は申請後において死亡しております。</p> <p>死亡してはおりますが、権利の移転事由は賃借権の設定であり、民法上、相続人にこの権利が承継されること及び譲受人が行う転用行為そのものには譲渡人の死亡といったものは影響がないこと、こういったことを勘案しまして、設定人を相続人等に変更することなく、申請・許可することについて、問題ない旨申し添えます。</p> <p>また、番号7番について、本申請は資材置き場敷地としての一時転用となっておりますが、この申請地につきましては、転用目的を道路敷地として、令和4年5月26日付けで許可をしている敷地に隣接する土地となっております。</p> <p>当該道路敷地建設のための資材置き場として、隣接地を使用するため、一時転用申請があったものとなっております。</p> <p>以上7件、面積は、田：5,677.94㎡、畑：1,417㎡、合計：7,094.94㎡となります。</p> <p>申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
10番 岡村委員	<p>議席番号10番、岡村泰典です。</p> <p>番号1番から番号6番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>続いて、事務局お願いいたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>番号7番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の6ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木(学)
主査) それでは、議案説明書7ページをお開き願います。
議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」でございます。
説明に入る前に、資料の訂正がございます。
議案説明書の8ページ及び現地調査位置図の22ページの右側、変更内容の下の変更期間でございますが、変更前が「令和3年7月25日～令和4年7月25日」のところ、変更後を「令和3年7月25日～令和4年12月28日」に訂正していただきますようお願いいたします。
繰り返させていただきます。
議案説明書の8ページ及び現地調査位置図の22ページの右側、変更内容の下の変更期間でございますが、変更前が「令和3年7月25日～令和4年7月25日」のところ、変更後を「令和3年7月25日～令和4年12月28日」に訂正していただきますようお願いいたします。
大変申し訳ございませんでした。
それでは、案件について説明いたします。
議案説明書の8ページ、現地調査位置図及び許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧願います。
なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、変更事項、変更内容の順で申し上げます。
1番、三和町下市萱字の一部、田：446.64㎡、畑：193.69㎡、仮設道路を一時転用、一時転用許可期間の変更、県農林事務所発注の工事において工期が延長されたことにより利用期間を延伸する必要

事務局
(鈴木(学)
主査) が生じたためでございます。
申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。
説明は以上になります。

議長
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

事務局
(鈴木(学)
主査) 番号1番について、現地調査をした結果、特段問題はありません
でした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の7ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(西山主任) 議案説明書の9ページをお開き願います。
いわき市農用地利用集積計画についてご説明いたします。
次のページをお開き願います。
農用地利用集積計画第7号の内容についてご説明いたします。

事務局
(西山主任)

第7号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借りて転貸するものでございます。

実施地区は平、借り手9名、貸し手179名。

対象筆数は田：307筆、畑：53筆、面積は田：882,935㎡、畑：51,271㎡となっております。

なお、議案説明書31ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。

今回の案件は、東日本大震災に伴って行われました基盤整備事業で、平藤間地区・平下高久地区の一部、こちらが工事を終えて、今年度換地処分になったもので、従前の土地に付けられていた契約を、換地後の土地に再編する必要があることから、今回換地後の土地で契約を締結したことによるものです。

以上、第7号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については以上です。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第4号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

議案書の8ページをお開きください。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

それでは、ご説明いたします。

使用する議案説明書ですが、別様になっておりまして、左上に「議案第5号」と書いてあるものでございます。

事務局
(小川係長)

そちらをご準備いただきまして、その3ページ目をご覧ください。
議案第5号、「非農地の判断について」でございます。
続いて、5ページをご覧ください。
番号1番の5筆につきまして、登記地目が田及び畑であるものの、
長年耕作されておりませんので、既に原野の様相を呈している状況
でございます。
今般、農地法第30条に基づく農地利用状況調査において、非農地
であると判定されたため、農地法第2条第1項の農地には該当しな
いものとの判断を求めるものでございます。
7月総会分につきましては、登記地目が田：4筆、4,723㎡、畑：
1筆、1,233㎡、合計：5筆、5,956㎡でございます。
農地の位置図につきましては、議案説明書の7ページと8ページ
に掲載してございます。
併せてご確認をお願いいたします。
説明は、以上でございます。

議長
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

12番
生田目委員

議席番号12番、生田目祥明です。
番号1番の5筆について、既に原野の様相を呈している状態であ
ります。
非農地化することに関しては、特段問題ありません。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことです。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございま
すか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長 (草野会長)	<p>ご異議なしと認め、議案第5号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書9ページをお開き願います。</p> <p>【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の32ページから36ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は19件、権利の取得事由は全て相続です。</p> <p>権利の取得面積は、田：55,620㎡、畑：26,912.73㎡、合計：82,532.73㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書10ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の37ページから38ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は5件、転用面積は田：2,458㎡、畑：1,565.07㎡、合計：4,023.07㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書11ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第3号を朗読、報告事項（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の39ページから43ページをお開き願います。</p> <p>ここで、1件訂正がございます。</p> <p>議案説明書41ページの左端に、番号が上から6・7・8と振ってあると思いますが、6・7・8の次にまた8が来ておりますので、8を9に変更願います。</p> <p>上から6・7・8・9・10という並びになります。</p> <p>大変失礼いたしました。</p> <p>それでは、説明に戻ります。</p> <p>今月の報告件数は17件、転用面積は田：12,745㎡、畑：3,294㎡、合計：16,039㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書12ページをお開き願います。</p>

事務局
(府川係長)

【報告第4号を朗読、報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）を説明】
議案説明書の44ページから47ページをお開き願います。
今月の合意解約件数は14件、面積は田：45,753㎡、畑：4,058㎡、合計：49,811㎡です。
以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。
次の報告については、農政振興係から説明いたします。

事務局
(草野係長)

議案書13ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読、報告事項（相続税の納税猶予に関する適格者証明書について）を説明】
議案説明書の49ページをお開き願います。
今月の報告件数は1件となっております。
勿来の案件で、証明面積は、田：6,401㎡、畑：1,804㎡、合計：8,205㎡です。
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。
議事の報告といたしましては、以上になります。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

議長
(草野会長)

次に、その他に移ります。
まず、事務局から何かありますか。

【総会資料1】農業者年金加入状況・受給状況（令和4年7月1日現在）

⇒ 上記資料に基づき、趣旨を説明した。

【口頭説明】10月総会の開催日変更について

⇒ 10月総会について、年間スケジュールで10月24日（月）としていたが、一般社団法人福島県農業会議の常設審議会と同日になっていたことから、10月21日（金）に変更する旨説明した。

【口頭説明】農地法第51条第1項該当事案について

⇒ 福田主査より、4月に開催した第12回総会にて審議した渡辺町田部の農地法第51条第1項該当事案について、以下のとおり経過説明を行った。

違反転用者に対し、本年6月20日付けで弁明の機会を付与する旨の通知を発出したところ、7月15日に当該違反転用者から弁明書の提出があった。

弁明について、「土地を原状に回復する」との内容であったこ

とから、今後、当該違反転用者に対し、期限を定めて是正指導を行い、是正が確認された場合は、直近の定例現地調査における当番委員の現況確認を経て、総会で是正報告を行う予定である旨説明した。

議長
(草野会長)

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」の声あり】

議長
(草野会長)

特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第15回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員
該当なし

6 本総会の閉会時刻
午後1時57分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

7 遠藤 重和

8 佐川 良平

【議事録署名用紙（議長用）】



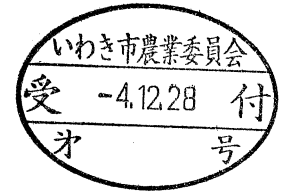
いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 28 日

議長

草野庄一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 28 日

議事録署名人 遠藤重和

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 28 日

議事録署名人 佐川 良平